



鳥取県公報

令和5年8月18日（金）
号外第69号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	鳥取県立中学校学則（7）（小中学校課）・・・・・・・・・・・・・ 2 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の 整備に関する規則（8）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・ 14 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（9）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・・・・ 16
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（5）（教育総務課）・・・・・・・・ 17

教育委員会規則

鳥取県立中学校学則をここに公布する。

令和5年8月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立中学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第3条—第5条）
- 第3章 教育課程、学習の評価、課程修了の認定等（第6条—第11条）
- 第4章 入学、休学、退学、転学等（第12条—第16条）
- 第5章 諸費用（第17条）
- 第6章 賞罰（第18条・第19条）
- 第7章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県立中学校（以下「中学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（修業年限）

第2条 中学校の修業年限は、原則として3年とする。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第4条 学期は、次のとおりとする。

- （1）第1学期 4月1日から7月31日まで
- （2）第2学期 8月1日から12月31日まで
- （3）第3学期 1月1日から3月31日まで

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。

- （1）第1学期 4月1日から9月30日まで
- （2）第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2）日曜日及び土曜日
- （3）学年始休業日 4月1日から4月8日まで
- （4）夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日（総日数は、第6号の規定により定めた体験的学習活動等休業日の日数を含め55日以内とする。）
- （5）学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- （6）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日 校長が定める日
- （7）前各号に定めるもののほか、教育長が指定する日又は校長が定める日

2 前条第2項の規定により届け出た学校にあつては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2

学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

- 3 校長は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる日を休業日としないことができる。
- 4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第6号までに掲げる休業日又は第2項の規定による休業日を臨時に変更することができる。

第3章 教育課程、学習の評価、課程修了の認定等

(教育課程)

第6条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成するものとする。この場合において、校長は、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

- 2 校長は、前項の規定により教育課程を編成するときは、教育長の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(学習の評価)

第7条 生徒の学習の評価に必要な事項は、中学校学習指導要領に基づき、校長が定める。

(課程の修了)

第8条 各学年の課程の修了は、生徒の学習の評価に基づき、校長が認定する。

(原級留置)

第9条 校長は、生徒の修学の状況を勘案し、進級させることが適当でないとき、これを原級に留め置くことができる。

(卒業)

第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(様式第1号)を授与しなければならない。

(証明書の交付)

第11条 校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業証明書その他の証明書を交付することができる。

第4章 入学、休学、退学、転学等

(入学)

第12条 中学校に入学しようとする者は、別に定めるところにより、入学申込書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による入学申込書の提出があった場合において、別に定めるところにより、入学を許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により、入学申込書を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第3号)をその者に交付するものとする。
- 4 第1学年への入学の許可は学年の始めに行う。ただし、校長が教育上支障がないと認めるときは、第1学年の途中又は第2学年以上への入学を許可することができる。

(誓約書の提出等)

第13条 生徒は、入学後15日以内に入学誓約書(様式第4号)及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。

- 2 保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者その他の校長が認める者をいう。以下同じ。)又は生徒は、前項の規定により提出した誓約書に記載した保護者に変更があったときは誓約書(様式第5号)を校長に提出しなければならない。
- 3 保護者又は生徒は、保護者又は生徒の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。
- 4 保護者は、生徒が死亡したときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学又は退学)

第14条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第6号)又は退学願(様式第7号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 第1項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第15条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第8号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 校長は、第1項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

(転学)

第16条 生徒は、他の中学校に転学しようとするときは、転学願（様式第9号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5章 諸費用

(諸費用の納付)

第17条 生徒は、別に定めるところにより、諸費用を納付しなければならない。ただし、入学料及び授業料は、これを徴収しない。

第6章 賞罰

(表彰)

第18条 校長は、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第19条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない生徒
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第7章 雑則

(損害の賠償)

第20条 校長は、生徒が学校の施設又は備品を損傷し、又は亡失したときは、情状によってその損害を賠償させることができる。

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

第 号	鳥取県立 校長 氏	校 印	中学校の課程を修了したことを証する	卒業証書	
	<table border="1"><tr><td>校長 印 名</td></tr></table>	校長 印 名		年 月 日生	氏 名
校長 印 名					

様式第2号（第12条関係）

入 学 申 込 書

年 月 日

鳥取県立 校長 様

私は、貴校に入学したいので、保護者と連署して申し込みます。

入 学 希 望 者	ふりがな 氏 名	印	生 年 日 月 日	年 月 日生	
	現 住 所	〒 -			
	連絡先 電話番号				
	これまでの 学習状況	学 校 名	学習状況（入学、卒業、出席状況など）		
保 護 者	氏 名	印	(連絡先電話番号)		
	住 所	〒 -			

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 保護者の欄は、当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）について記入する。ただし、入学希望者が成年者の場合はこれに準ずる者その他の校長が認める者について記入する。

様式第3号（第12条関係）

入 学 許 可 書

氏 名

年 月 日生

本校の第 学年への（編・転・再）入学を許可する。

年 月 日

鳥取県立

校長

氏

名印

様式第4号（第13条関係）

入 学 誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、教育方針に従い、学校のきまりを堅く守り、学業に励むことを誓います。

年 月 日

住 所

生 徒 氏

名[㊤]

上記のとおり誓約を守らせ、保護者として責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住 所

生徒との続柄

保護者 氏

名[㊤]

鳥取県立

校長 様

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 保護者の欄は、当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）について記入する。ただし、入学希望者が成年者の場合はこれに準ずる者その他の校長が認める者について記入する。

様式第5号（第13条関係）

誓 約 書

このたび入学誓約書に記載された保護者に代わり、新しく貴校生徒
の保護者となりましたので、誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住 所
生徒との続柄
保護者 氏 名^④

鳥取県立 校長 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第14条関係）

休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

生徒氏 名㊦
保護者氏 名㊦

鳥取県立 校長 様

記

- 1 理由
- 2 休学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号（第14条関係）

退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

生徒氏 名㊦
保護者氏 名㊦

鳥取県立 校長 様

記

- 1 理由
- 2 退学を希望する期日 年 月 日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号（第15条関係）

復 学 願

このたび下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

生徒氏 名㊦
保護者氏 名㊦

鳥取県立 校長 様

記

- 1 理由
- 2 復学を希望する期日 年 月 日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号（第16条関係）

転 学 願

このたび下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

生徒氏 名[㊤]
保護者氏 名[㊤]

鳥取県立 校長 様

記

- 1 理由
- 2 転学を希望する学校名等
県 学校 第 学年
- 3 転学を希望する期日 年 月 日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
略	略
5 小中学校課 学びの改革推進室	5 小中学校課 学びの改革推進室、 <u>県立夜間 中学設置準備室</u>
略	略

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等学校(以下「高等学校」という。)、 <u>鳥取県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)</u> 及び <u>鳥取県立中学校(以下「中学校」という。)</u> をいう。	第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等学校(以下「高等学校」という。) <u>及び鳥取県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)</u> をいう。
(入学)	(入学)
第16条 略	第16条 略
2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条、 <u>鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条及び鳥取県立中学校学則(令和5年鳥取県教育委員会規則第7号)第12条第4項ただし書に規定する入学を除く。)</u> を許可することができる。	2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条 <u>及び鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定する入学を除く。)</u> を許可することができる。

別表（第3条関係） 1・2 略 3 中学校 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 10%;">修業 年限</th> <th style="width: 10%;">収容 定員</th> <th style="width: 55%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まなびの森学園</td> <td>3年</td> <td></td> <td>鳥取市湖山町北五丁目 202</td> </tr> </tbody> </table>	名称	修業 年限	収容 定員	所在地	まなびの森学園	3年		鳥取市湖山町北五丁目 202	別表（第3条関係） 1・2 略
名称	修業 年限	収容 定員	所在地						
まなびの森学園	3年		鳥取市湖山町北五丁目 202						

（鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 教員 次に掲げる者をいう。 ア 県立学校に勤務する教員（ <u>県立高等学校、県立特別支援学校又は県立中学校</u> に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。） イ 略 （2）～（4） 略	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 教員 次に掲げる者をいう。 ア 県立学校に勤務する教員（ <u>県立高等学校又は特別支援学校</u> に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。） イ 略 （2）～（4） 略

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在 地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在 地
略							略						
青谷高 等学校	全日制 課程	総合学科		3年	<u>266人</u>	略	青谷高 等学校	全日制 課程	総合学科		3年	<u>304人</u>	略
岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>266人</u>	略	岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>304人</u>	略
略							略						
鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>400人</u>	略	鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>440人</u>	略
略							略						
米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	ビジネス 情報 科	3年	<u>228人</u>	略	米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	ビジネス 情報 科	3年	<u>342人</u>	略
			ITビ ジネス 科	3年	114人					家庭学 科	生活文 化科	3年	
		生活創 造科	3年	38人									
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会訓令第5号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1～3 略 4 小中学校課					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1～3 略 4 小中学校課				
事項		事務処理権限の 区分			事項		事務処理権限の 区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等		教 育 長	次 長	課 長 等
一 任免 に関する 事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（中学校に係るものに限る。）	○				一 任免 に関する 事務			
	2 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命			○			1 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命		○
略					略				
5～9 略					5～9 略				

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。